

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。なお、質問の対象範囲は文末の法令とします。

I. 次の問題 1 から 16 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1 (定義)

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。（労働基準法）

()

問題 2 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

()

問題 3

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

()

問題 4 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、経済産業省令で定める方法により明示しなければならない。（労働基準法）

()

問題5 (運送約款)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者の運送約款の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。

- 1 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 2 少なくとも運賃及び料金の収受又は一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 3 前号の運賃及び料金の収受に関する事項については、国土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分して収受する旨が明確に定められているものであること。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題6 (速報)

事業者等は、その使用する自動車について、速報に該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、

(中略)

その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報するように努めなければならない。(自動車事故報告規則)

()

問題7 (有償運送)

自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき。

(中略)

3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。(道路運送法)

()

問題8 (目的等)

労働関係の当事者は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

()

問題 9 (安全衛生教育)

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

(中略)

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(労働安全衛生法)

()

問題 10 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 15 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を、一般貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 事業の種別
- 3 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
- 4 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
- 5 実施日

(貨物自動車運送事業報告規則)

()

問題 11 (書面の交付等)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付するよう努めなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付するよう努めなければならない。(下請代金支払遅延等防止法)

()

問題 12 (点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃並びに分解整備のための施設を設けなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 3 (適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、運転手と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

()

問題 1 4 (整備不良車両の運転の禁止)

車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第 3 章若しくはこれに基づく命令の規定又は軌道法第 1 4 条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等を運転させ、又は運転してはならない。（道路交通法）

()

問題 1 5 (運送に関する命令)

国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。（道路運送法）

()

問題 1 6 (乗務員)

貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 酒気を帯びて乗務しないこと。
- 2 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- 3 事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 5 条に定めるところにより積載すること。
- 4 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

()

Ⅱ. 次の問題 17 から 23 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 17 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者が、事業計画の変更を行う場合に、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則で定める認可を受けなければならない事項には○を、そうでない事項には×を()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送法施行規則)

- ① 営業所の位置(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) ()
- ② 主たる事務所の名称及び位置 ()
- ③ 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要 ()

問題 18 (欠格事由)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない者として欠格事由を定めているが、次の中で欠格事由に該当する事項として正しいものをア～ウより1つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア. 許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年を経過しない者であるとき。
 - イ. 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の通知が到達した日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、届出の日から5年を経過しないものであるとき。
 - ウ. 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その任意代理人が貨物自動車運送事業法に定める欠格事由のいずれかに該当するものであるとき。
- ()

問題 19 (許可の申請)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者が、国土交通大臣に提出する申請書の記載事項として誤っている事項をア～ウより1つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その屋号。
- イ. 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車の概要。
- ウ. 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別。

()

問題 20 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次の①～⑤について、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等として定められているもののうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ① 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について1回以内とすること。()
- ② 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるようにしなければならない。()
- ③ 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、二週間及び一箇月以上三箇月以内の一定の期間とするものとする。()
- ④ 勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えること。()
- ⑤ 連続運転時間(1回が連続15分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。()

問題 21 (定期点検整備)

次の条文中の【 】内にあてはまる語句をア～オより選び、()内に記入しなさい。

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、次に掲げる自動車について、それぞれに掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 1 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車【 】月
(道路運送車両法)

ア. 2 イ. 3 ウ. 4 エ. 5 オ. 6

()

問題 2 2

道路交通法上、禁止されているものとして正しいものをア～エより 2 つ選び、
() に記入しなさい。(道路交通法)

- ア. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
- イ. 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂における追越し。
- ウ. 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 5メートル以内の部分における駐車。
- エ. 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 15メートル以内の部分における停車及び駐車(停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)

() ()

問題 2 3

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」の行為で、誤っているものをア～エより 1 つ選び、() 内に記入しなさい。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

- ア. 正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対し、供給を拒絶し、または供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
- イ. 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- ウ. 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。
- エ. 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく上回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。なお、質問の対象範囲は文末の法令とします。

I. 次の問題 1 から 16 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（定義）

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。（労働基準法第 9 条）

（ ○ ）

問題 2（従業員に対する指導及び監督）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において 3 年間保存しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項）

（正）その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者

（ × ）

問題 3

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条）

（ ○ ）

問題 4（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、経済産業省令で定める方法により明示しなければならない。（労働基準法第 15 条 1 項）

（正）厚生労働省令

（ × ）

問題 5 (運送約款)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者の運送約款の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。

- 1 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 2 少なくとも運賃及び料金の収受又は一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 3 前号の運賃及び料金の収受に関する事項については、国土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分して収受する旨が明確に定められているものであること。

(貨物自動車運送事業法第 10 条第 2 項)

(正) 並びに (×)

問題 6 (速報)

事業者等は、その使用する自動車について、速報に該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、

(中略)

その他適当な方法により、24 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報するように努めなければならない。(自動車事故報告規則第 4 条第 1 項)

(正) 速報しなければならない(努力義務ではない) (×)

問題 7 (有償運送)

自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき。

(中略)

3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。(道路運送法第 78 条)

(○)

問題 8 (目的等)

労働関係の当事者は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 1 条第 2 項)

(○)

問題 9 (安全衛生教育)

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(中略)

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(労働安全衛生法第 59 条第 1 項、第 3 項)

(○)

問題 10 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 15 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を、一般貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 事業の種別
- 3 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
- 4 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
- 5 実施日

(貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の 2)

(正) 30 日

(×)

問題 11 (書面の交付等)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付するよう努めなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付するよう努めなければならない。(下請代金支払遅延等防止法第 3 条)

(正) 交付しなければならない(努力義務ではない)

(×)

問題 12 (点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃並びに分解整備のための施設を設けなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条の 3)

(正) 並びに分解整備(分解整備までは定められていない)

(×)

問題 1 3 (適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、運転手と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)

(正) 荷主

(×)

問題 1 4 (整備不良車両の運転の禁止)

車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等を運転させ、又は運転してはならない。(道路交通法第62条)

(○)

問題 1 5 (運送に関する命令)

国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命じることができる。(道路運送法第84条第1項)

(○)

問題 1 6 (乗務員)

貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 酒気を帯びて乗務しないこと。
- 2 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- 3 事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条に定めるところにより積載すること。
- 4 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条)

(○)

Ⅱ. 次の問題 17 から 23 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 17 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者が、事業計画の変更を行う場合に、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則で定める認可を受けなければならない事項には○を、そうでない事項には×を () 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第9条、貨物自動車運送法施行規則第2条、6条、7条)

- ① 営業所の位置 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) (×)
- ② 主たる事務所の名称及び位置 (×)
- ③ 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要 (×)

問題 18 (欠格事由)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない者として欠格事由を定めているが、次の中で欠格事由に該当する事項として正しいものをア～ウより1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第5条)

- ア. 許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年を経過しない者であるとき。(正: 5年)
- イ. 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の通知が到達した日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、届出の日から5年を経過しないものであるとき。
- ウ. 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その任意代理人が貨物自動車運送事業法に定める欠格事由のいずれかに該当するものであるとき。

(正: 任意代理人→法定代理人、5条の欠格事由のいずれか→第3号は除外)

(イ)

問題 19 (許可の申請)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者が、国土交通大臣に提出する申請書の記載事項として誤っている事項をア～ウより1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第4条)

- ア. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その屋号。
- イ. 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車の概要。
- ウ. 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別。

(正) 代表者の氏名

(ア)

問題 20 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次の①～⑤について、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等として定められているもののうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第2号、第3号、第5号、第2項、第4項、)

- ① 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について1回以内とすること。 (正) 2回 (×)
- ② 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるようにしなければならない。
(正) 努めるものとする (本条は努力義務) (×)
- ③ 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、二週間及び一箇月以上三箇月以内の一定の期間とするものとする。 (○)
- ④ 勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えること。
(正) 8時間 (×)
- ⑤ 連続運転時間(1回が連続15分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。
(正) 連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断 (×)

問題 21 (定期点検整備)

次の条文中の【 】内にあてはまる語句をア～オより選び、()内に記入しなさい。

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、次に掲げる自動車について、それぞれに掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 1 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 【 】月
(道路運送車両法第48条)

ア. 2 イ. 3 ウ. 4 エ. 5 オ. 6

(イ)

問題 2 2

道路交通法上、禁止されているものとして正しいものをア～エより2つ選び、
() に記入しなさい。(道路交通法第30条第1号、第32条、第44条
第5号、第45条第1号)

- ア. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
- イ. 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂における追越し。
- ウ. 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の部分における駐車。
- エ. 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から15メートル以内の部分における停車及び駐車(停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)

順不同 (ア) (イ)

(正しい表記 ウ: 3メートル エ: 10メートル)

問題 2 3

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」の行為で、誤っているものをア～エより1つ選び、() 内に記入しなさい。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項)

- ア. 正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対し、供給を拒絶し、または供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。(第1号イ)
- イ. 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。(第5号イ)
- ウ. 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。(第2号)
- エ. 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく上回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。(第3号) (正: 下回る) (エ)